

資料 32

男女共同参画会議について

内閣府に設置

重要政策に関する会議」の一つ

所掌事務

- (1) 男女共同参画基本計画作成に当たり、内閣総理大臣に意見。
- (2) 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項の調査審議。
- (3) (1)、(2)に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に意見。
- (4) 以下に掲げる事項の処理
男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視
政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査
必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に意見

構成

- (1) 議長 (内閣官房長官)
- (2) 議員
各省大臣等 (内閣総理大臣の指定する国务大臣)
12名 (各省大臣、防衛庁長官、国家公安委員長)
学識経験者 (内閣総理大臣が任命)
12名
- (3) 専門委員・専門調査会
専門委員
専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから内閣総理大臣が任命。
専門調査会
会議の議決により設置、議長の指名する議員・専門委員が属する。